平成２９年（フ）第２７２号
徳島県徳島市国府町芝原字野神116番地の１
債務者　嶋津　英雄
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２７３号
徳島県板野郡板野町川端字中谷山６番地　川端団地26―96
債務者　毛登山としみ
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４０号
愛媛県四国中央市川之江町2541番地１　井川ビル402号、旧住所愛媛県四国中央市上柏町158番地
債務者　**藤**枝　祐弘
1　決定年月日時　平成29年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第３３０号
大分県別府市上原町８番24号　砂田アパート202号
債務者　菅　　明美
1　決定年月日時　平成29年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３６９号
大分市西新地２丁目４番31号（大洲Ｒアパートメント303）
債務者　高橋　　聡
1　決定年月日時　平成29年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３４５号
宮崎県東諸県郡綾町大字南俣71番地　シティグランツ心和２－２
債務者　山下　俊浩
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３８５号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋2620番地
債務者　前田　隆晴
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第９５号
宮崎県北諸県郡三股町大字宮村2797番地６
債務者　白鳥　公久
1　決定年月日時　平成29年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第１５７号
宮崎県延岡市松原４丁目8850番地　吉田病院、住民票上の住所宮崎県延岡市愛宕町３丁目6096番地15　アパート
債務者　柳田　　徹
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第５１１号
鹿児島県鹿児島市松陽台町40番地　県営松陽台団地33棟104号
債務者　松井　京子
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第５１５号
鹿児島県日置市日吉町日置550番地３
債務者　豊辻　祐市
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１１４号
鹿児島県霧島市隼人町神宮４丁目２番２号
債務者　関山　裕幸
1　決定年月日時　平成29年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第４６号
鹿児島県南さつま市加世田津貫23196番地市営久木野団地12号
債務者　森　　謙治
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２９年（フ）第２６２号
兵庫県明石市茶園場町８番27号　第３野上マンション２Ｓ
債務者　久保野宜宏
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第９９号
佐賀県唐津市菜畑3221番地30
債務者　井本　美香
1　決定年月日時　平成29年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第１００号
佐賀県唐津市和多田先石６番11号　グリーンライフ脇山２－２号
債務者　小野　悦子
1　決定年月日時　平成29年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第１６６７号
さいたま市見沼区大和田町１丁目1558番地　セントリビエＫＷ205号
債務者　千北　一彦
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係